

～法人マーケット開拓に役立つ～

塗装工事業

42

業種別リスクマネジメント対処法

ARICEホールディングスグループ

http://www.arice-aip.co.jp

株式会社A.I.P 代表取締役 松本 一成

◆株式会社A.I.P

平成20年7月に営業を開始。法人マーケットに対するリスクマネジメントを切り口とした提案や独自の制度に基づく支店展開によって業容を拡大している。現在は全国に2法人営業部、19支店、10オフィスを持ち、損害保険約25億円、生命保険約35億円の取扱いを行う。2010年4月にはリスクマネジメントのコンサルティング及び教育等も視野に入れた総合的な組織としてARICEホールディングス株式会社を設立し、理念を共有出来る代理店と積極的にノウハウやシステム、及びブランドの共有を進めている。

【本原稿は同社スタッフ共著、代表執筆者 株式会社A.I.P 仙台支店 支店長 加藤啓昭】

塗装工事業のリスクマネジメント

◇塗装工事業の特徴

国土交通省のデータによると、平成23年3月末現在の塗装工事業の資本金階層別許可業者数は、個人事業所が6,259、法人事業所が42,945、合計49,204事業所となっています。その内、資本金5,000万円未満の法人事業所数は38,705で、個人事業所数と合計すると44,964事業所と全体の91%を中小零細業者が占めているのが現状です。

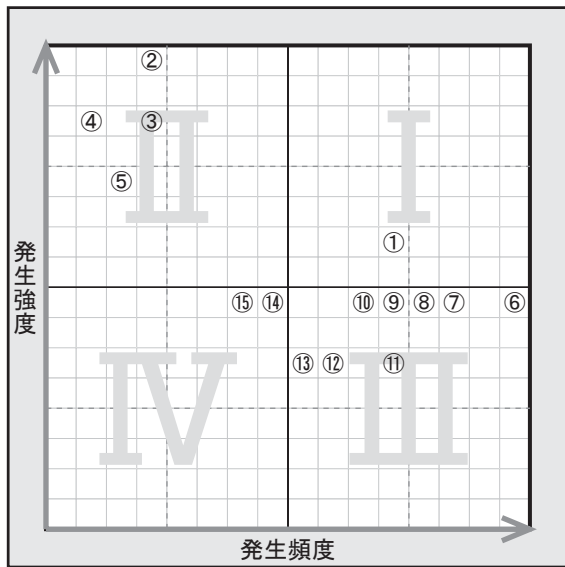
塗装工事業者が手掛ける分野は、建築塗装(建物内外装)、構築物塗装、車両塗装、機械・器具の看板塗装など多岐に及びますが、塗装工事業者の大半を占める小規模・零細業者は受注の不安定さに、大手や中堅業者の下請け及び孫請けになることも珍しくありません。近年、不況による公共工事の縮小に加え、民間企業の設備投資意欲減退から塗装工事業を取り巻く環境は厳しい状況にありましたが、東日本大震災や原発事故の影響で電力供給が逼迫する中、節電効果の高い内装塗装工事と断熱性能を備えた外壁工事を行うケースが増加しています。

原発のあり方や稼働再開が社会問題となっている今、断熱塗装に対する需要は全国規模で高まるとみられ、戸建住宅に限らず工場設備でも節電効果の期待から問合せが増えている状況です。

従来の塗装工事に加え省エネや環境・アレルギー問題への対応、内装復元や改修等の改築改修専門工事業への事業構造の転換が事業存続の鍵と言えます。

◇リスクマップの例

- I ①品質の低下
- II ②業務中の自動車事故
- ③労働災害事故(重度)
- ④工事完成後の第三者賠償事故
- ⑤業務中の第三者賠償事故
- III ⑥外注費の高騰
- ⑦契約内容を巡るトラブル
- ⑧資金繰り
- ⑨原材料(塗料)の高騰
- ⑩人材の確保(育成)
- ⑪工事遅延による損害賠償事故
- ⑫管理下物件の損害賠償事故
- ⑬リース・レンタル品の損害賠償事故
- IV ⑭売上債権の回収遅延
- ⑮技術革新への対応遅れ



◇塗装工事業の特徴的リスク

塗装工事業の特徴的リスクとしては、近年の建築工法や様式の変化、多様化する塗料(断熱性・遮熱性)や塗装技術の革新等の変化の中、それに対応する職人(技能工)不足や高齢化等による⑩人材の確保(育成)という課題が挙げられます。それらの人員不足は⑤技術革新への対応の遅れをもたらす①品質低下を伴った競争力の減退に繋がります。それらの職人(技能工)の高齢化や未熟練者の就労による品質低下は単なる競争力の低下のみならず、④工事完成後や⑤業務中の第三者賠償事故等の様々なリスクに繋がれることを想定しなければなりません。また、高所や夜間、天候等に左右される現場作業を伴うという業務の性質上、安全配慮義務違反を伴う③労働災害事故(重度)も想定しておく必要があります。安全配慮義務違反は自社以外の下請けや外注先事業者等の工事関係者も対象となりますので注意が必要です。外注依存型の事業者に関してはそれ以外にも⑥外注費高騰のリスクが想定されます。業界の受注慣習でもある口約束は契約金額や支払条件に関する⑦契約内容を巡るトラブルに発展することも少なくありません。

それらのトラブルは⑭売上債権の回収遅延にも繋がり、⑨原材料(塗料)の高騰と共に⑧資金繰りを悪化させる大きな要因となります。この他にも②業務中の自動車事故、⑪工事遅延による損害賠償事故や工事目的物等の⑫管理下物件の損害賠償事故、⑬リース・レンタル品の損害賠償事故等が考えられます。

◇塗装工事業の具体的リスク対策

新規の建設や建築投資が減少し、改築改修工事の市場が拡大する中で、品質低下の防止策または向上策として、各種塗装(木工、建築、金属、噴霧等)の技能検定や施工管理、危険物取扱、防錆管理等の専門資格取得等による基本的な技術水準の確保と維持が挙げられます。これらの積極的な奨励は、人材の確保(育成)という観点からも重要なことと言えます。専門性の高い技能者を組織化して事業に幅を持たせることは、総合リフォーム事業者へと事業構造の転換を図る機会となり競争力の向上にも繋がります。

塗装工事業の元請け下請けの関係から注意すべきことは、下請け事業者が一人親方の場合です。業務中の労働災害事故が発生した場合等は、雇用関係にある自社従業員だけではなく、下請け事業者の労災事故についても、使用者または監督者として使用者責任が発生する場合がありますので、政府労災保険(特別加入)の加入状況の確認や奨励は、労働災害事故によって被る損害から工事関係者を守るという意味でも、元請け事業者の責任としても必要なことです。

売上原価高騰が予想される状況下の対策としては、工事毎に利益管理票等の作成を習慣化し原価管理を行うことや、面倒でも工事毎の工事契約書の取り交わしをすることが考えられ、それらが適正利益の確保や資金繰りの安定化に繋がります。

◇塗装工事業における保険活用

塗装工事業の保険活用の注意点としては、まず②業務中の自動車事故については、対人・対物賠償等の基本的な補償に加え、車両損害及び車両使用不能時を想定した代車費用補償が重要と言えます。業務用車両の修理期間中等に代替車両が確保できない場合は、業務に直接的な支障を及ぼすばかりか、費用負担が高額となり本業利益を圧迫することになります。

次に業務中等の③労働災害事故(重度)については、労災上乗せ保険や使用者賠償責任保険の手配が考えられますが、特に地震等の災害については、東日本大震災以降は地震発生を予見可能とする考え方から、安全配慮義務違反を問われ使用者責任にも発展する可能性があります。政府労災の認定があっても、労災上乗せ保険においては免責の場合がありますので確認が必要です。

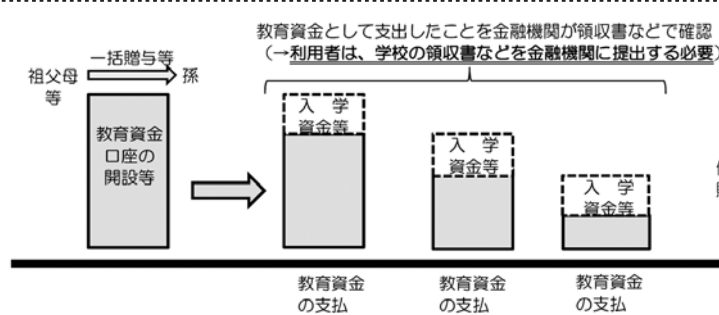
④工事完成後の第三者賠償事故や⑤業務中の第三者賠償事故については、生産物賠償責任保険や請負賠償責任保険等がありますが、保険会社によって補償内容や免責、引受基準が異なり、塗料飛散による事故については、飛散防止対策がない場合等は免責となることもあります。その他にも⑪工事遅延や工事目的物等である⑫管理下財物、高額な洗浄機械等の⑬リース・レンタル品の損害賠償事故等にも備え、業務実態に応じて補償範囲を拡張する特約の検討も必要です。

非課税となる教育資金の詳細が明らかに

直系尊属からの教育資金の一括非課税制度

知ってトクする -721-

税務情報



平成25年度税制改正の目玉の一つで新しく創設された、直系尊属からの教育資金の一括贈与非課税制度に関する、対象となる「教育資金」の詳細がこのほど公布された。科学省告示で明らかにした。

塾やスポーツ教室、茶道等も500万円までOK

この制度は、高齢者層の保有する豊富な資産を子育て世代に移転させることを促すもので、祖父(母等直系尊属(贈与者)名義の子・孫(受贈者)名義)が子・孫(受贈者)名義の金融機関の口座等に一括で拠出した教育資金について、子・孫ごとに1500万円を非課税とする。

今回の制度対象となった制度対象となる「教育資金」の内容は次のとおり。

▽学校等に支払われる教育資金

- ①入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、または入学(入園)試験の検定料など
- ②学用品費、修学旅行費、学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など
- ※「学校等」とは「学校教育法上の幼稚園、小・中学校、高等学校、大学(院)、専修学校や国際的な認証機関に認定されたインターナショナルスクール、文部科学大臣が高校相当として指定した外国人学校、認定こども園または保育所など▽学校等以外に支払われる教育資金
- 学校等以外に直接支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるもの。
- イ・役員提供または指導を行う者(学習塾や水泳教室など)に直接支払われるもの
- ③教育(学習塾、そろばんなど)に関する役務の提供の対価や施設の使用料など
- ④スポーツ(スイミングスクール、野球チームでの指導など)または文化芸術に関する活動(ピアノの個人指導、絵画教室、バレエ教室など)その他教養の向上のための活動(習字、茶道など)に係る指導への対価など
- ⑤③の役務提供または指導の指導で使用する物品の購入に要する金銭
- ※上記の指導を行う者を通じて購入するもの(II)指導を行う者の名で領収書が出るもの)に限る。
- 個人で購入した場合(例・塾のテキストを一般書店で購入、野球のグローブを専門店で購入)は、対象とならない。
- ロ・イ以外(物品の販売店など)に支払われるもの
- ⑥②に充てるための金銭であって、学校等が必要と認められたもの

平成25年度税制改正の目玉の一つで新しく創設された、直系尊属からの教育資金の一括贈与非課税制度に関する、対象となる「教育資金」の詳細がこのほど公布された。科学省告示で明らかにした。

塾やスポーツ教室、茶道等も500万円までOK

この制度は、高齢者層の保有する豊富な資産を子育て世代に移転させることを促すもので、祖父(母等直系尊属(贈与者)名義の子・孫(受贈者)名義)が子・孫(受贈者)名義の金融機関の口座等に一括で拠出した教育資金について、子・孫ごとに1500万円を非課税とする。

今回の制度対象となった制度対象となる「教育資金」の内容は次のとおり。

▽学校等に支払われる教育資金

- ①入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、または入学(入園)試験の検定料など
- ②学用品費、修学旅行費、学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など
- ※「学校等」とは「学校教育法上の幼稚園、小・中学校、高等学校、大学(院)、専修学校や国際的な認証機関に認定されたインターナショナルスクール、文部科学大臣が高校相当として指定した外国人学校、認定こども園または保育所など▽学校等以外に支払われる教育資金
- 学校等以外に直接支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるもの。
- イ・役員提供または指導を行う者(学習塾や水泳教室など)に直接支払われるもの
- ③教育(学習塾、そろばんなど)に関する役務の提供の対価や施設の使用料など
- ④スポーツ(スイミングスクール、野球チームでの指導など)または文化芸術に関する活動(ピアノの個人指導、絵画教室、バレエ教室など)その他教養の向上のための活動(習字、茶道など)に係る指導への対価など
- ⑤③の役務提供または指導の指導で使用する物品の購入に要する金銭
- ※上記の指導を行う者を通じて購入するもの(II)指導を行う者の名で領収書が出るもの)に限る。
- 個人で購入した場合(例・塾のテキストを一般書店で購入、野球のグローブを専門店で購入)は、対象とならない。
- ロ・イ以外(物品の販売店など)に支払われるもの
- ⑥②に充てるための金銭であって、学校等が必要と認められたもの